

監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月1日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象
会計課

監査結果報告年月日
令和2年7月28日

監査結果に対する措置通知年月日
令和2年8月31日

講じた措置等の内容

【会計課】

《指摘事項1》

金融機関の定期検査チェック表が鉛筆書きとなっている。ボールペンで記入されたい。また、チェックした者が誰かがわからないため、チェックリストへ記名するなど書式の変更を検討されたい。

《是正措置内容》

現場でのチェック表をそのまま記録として残していたため、記録用に清書しチェックした者の名前を明記した形で保存していきます。

《指摘事項2》

領収印の登録台帳について、廃止されたものと一時休止中のものが混在している。台帳整理を確実に実施されたい。

《是正措置内容》

従来印番号順に台帳整備をしてきたことから、年月を経て使用中と一時休止のものなどが混在する状態となってきました。

今後、通常の管理は「在庫」と「貸し出し中」が一目でわかる印番号順の見出し表を利用することとし、今回のご指摘に従い台帳は「貸出中台帳」「保管中台帳」と別冊で整備していくこととします。

《指摘事項3》

整理簿という表現の帳簿があるが、管理簿という表現で統一されたい。また、管理する内容も精査され、管理を徹底されたい。

《是正措置内容》

規定する規則で帳簿を整備する目的などを再確認して、必要に応じ管理簿として整備していきます。

《指摘事項4》

内部統制に係る業務手順書について、もう少し細部にわたり記載されるよう見直しされたい。今年度中を目途に作成されたい。

《是正措置内容》

会計課所管事務を適正にかつ能率的に、また滞りなく継続するため、業務手順書は内部統制を図る重要なツールと捉え、各業務におけるリスク把握を進め、その中に対処法等を記載するよう見直します。

《意見1》

新たに稼働予定の新住民情報システムに係る市税・料金等収納関連システムと、総合収納システムの連携がスムーズにできるよう引き続きご配慮されたい。

《措置内容》

システムを利用する関係課との情報共有を密にし、新住民情報システムを統括する行政課とも連携を図り、作業を行っていきます。